富山県地域未来投資促進計画（第２期）

令和６年４月１日同意
令和６年９月 20 日変更
令和７年３月 26 日変更
令和７年６月 20 日変更

１　基本計画の対象となる区域（促進区域）

（１）促進区域

設定する区域は、令和６年４月現在における富山県（富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町）の行政区域とする。

概ねの面積は、42 万ヘクタールである。

促進区域図は別紙１の通りである。

本区域は下記の区域を含むものであるため、「８　環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区
- 富山県自然環境保全条例に規定する富山県自然環境保全地域
- 自然公園法等に規定する自然公園地域（国立公園、国定公園、県立自然公園）
- 環境省が選定する特定植物群落
- 生物多様性の観点から重要度の高い湿地
- 国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等

なお、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地及び富山県希少野生動植物保護条例に規定する生息地等保護区は本県には存在しない。

なお、本促進区域は、港湾における開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方針を定めた本県港湾計画と整合が図られている。

（２）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

自然的社会的経済的条件からみた全県的な一体性

①コンパクトにまとまった生活・経済圏域

本県の面積は 4,247k ㎡、15 市町村からなるコンパクトにまとまった県である。立山連峰や飛騨地域に降る雨や雪は、神通川、黒部川、庄川、常願寺川などの大河川となり大規模な扇状地や三角州を形成し、これらが複合し、一団にまとまった富山平野を形成している。県庁所在地の富山市は、富山平野のほぼ中央に位置しており、網の目状に広がった鉄道網や道路網によって県内の都市相互がほぼ 30 分以内で結ばれるなど、県内全域が一体となった生活圏、経済圏を形成している。

②豊かな自然環境

本県は、北アルプス立山連峰など標高 3,000m級の山々や黒部峡谷をはじめとする世界に誇る山岳景観、蜃気楼の見られる“不思議の海”富山湾など、四季折々の変化に富んだ美しい自然を有しており、観光業や農林水産業における重要な資源となっている。

③全県域で利便性の高い域内交通・物流網

交通の面から具体的に見ると、北陸新幹線の県内の停車駅（富山駅、新高岡駅、黒部宇奈月温泉駅）は、地理的にバランス良く配置されており、そこでの在来線等への乗換えが可能となっている。また県内には、あいの風とやま鉄道線、ＪＲ線、富山地方鉄道線、万葉線、富山市内電車など濃密な鉄軌道網が形成され、全県域での利便性が確保されている。

また、北陸自動車道、国道８号が県内平野部を東西に横断し、東海北陸自動車道、能越自動車道、国道 41 号が南北に交差するなど、全県域で利便性の高い道路網が整備されており、県内各地から富山市に通勤する一方、県内各地相互の通勤も多く、全県域が通勤圏となっている。さらに、国際拠点港湾「伏木富山港」や富山きときと空港を通して世界ともつながっている。

④産業集積の状況

本県は、台風や地震などの自然災害が少なく、良質で豊富な水資源に恵まれているほか、三大都市圏からの交通の利便性が高いなど立地環境が優れており、電子デバイス、機械、金属、化学、医薬品、食料品・飲料品、プラスチック、繊維など多様な製造業種が県内全域に幅広く分布し、加えて、指定する分野の中核企業をはじめ、原材料製造、部品加工など、生産に関わる企業間取引が県内全域にわたり行われている。

特に医薬品については、令和３年の生産金額は 6,204 億円と全国５位であり、人口１人当りの生産金額は 60.5 万円と全国１位である。（令和３年薬事工業生産動態統計調査）

また、製造品出荷額の業種別で見ると、化学工業（7,823 億円）に次いで、生産用機械（4,574 億円）、金属製品（4,027 億円）、非鉄金属（3,561 億円）、電子部品（3,006 億円）となっており、本県の主力産業となっている。（令和３年経済センサス－活動調査）

また、本県は、標高 3,000m級の立山連峰から水深 1,000mの富山湾まで、標高差 4,000mの世界的にも稀な地形を有し、この標高差が生む雄大な自然環境によって、美味しいお米や豊富な魚種など豊かな農林水産物が生産されており、特に農業産出額に占める米の生産割合は 64.8%で全国１位となっている。（令和３年生産農業所得統計）

こうした豊かな自然環境は本県の観光資源としても重要な役割を持つほか、再生可能エネルギーの導入にも適しており、豊富な水資源を活かした中小水力発電の導入ポテンシャルの都道府県順位は全国上位（河川：５位、農業用水路３位）となっている。（環境省「再生可能エネルギー情報提供システム［REPOS］」）

このほか、本県にはソフトウェア等における有力な企業群やデザイン関連企業の集積が見られるほか、近年、物流拠点としての優位性も高まっている。

⑤教育機関・産業支援機関の立地

教育機関・人材育成機関は、富山市に富山大学（人文学部・教育学部等）、富山県立大学（看護学部）、富山国際大学（現代社会学部・子ども育成学部）、富山短期大学（経営情報学科・食物栄

養学科等)、富山高等専門学校（工学系）等があるほか、高岡市に富山大学（芸術文化学部)、高岡法科大学（法学部)、射水市に富山県立大学（工学部・情報工学部)、富山福祉短期大学（社会福祉学科・看護学科等)、富山高等専門学校（人文社会系・商船系）がある。特に富山県立大学においては、令和４年４月にＤＸ人材の育成と県内企業のＤＸ化推進の拠点となるＤＸ教育研究センターの供用を開始したほか、令和６年４月には、データサイエンスの専門知識を兼ね備えた人材を育成する情報工学部を開設した。なお、工業高等学校は、魚津市、富山市、高岡市、砺波市に各１校が配置されている。

職業能力開発機関として、富山県技術専門学院（富山市、黒部市、南砺市)、(独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の北陸職業能力開発大学校（魚津市）や富山職業能力開発促進センター（高岡市）が連携し、企業ニーズに応じた求職者のための実務・実践型の職業訓練等を行っている。

産業支援機関については、富山市に富山県産業技術研究開発センター機械電子研究所、(公財）富山県新世紀産業機構、高岡市に富山県産業技術研究開発センターものづくり研究開発センター、富山県総合デザインセンター、南砺市に富山県産業技術研究開発センター生活工学研究所が配置され、それぞれが県内全域の企業を支援している。

２　地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

（１）目指すべき地域の将来像の概略

本県では、良質で豊富な水資源と低廉な電力を活用し、大正年間から工業化が進み、化学（肥料、農薬、原薬など)、紡績、機械、金属などの工場が立地してきており、近年では、電子デバイス産業が盛んになってきている。さらに、「くすりの富山」の伝統の上に、技術力に優れた企業も多いことから、医薬品生産も盛んで、人口あたりの医薬品生産金額、製造所数、製造所従業員数は全国１位となっている。(令和３年薬事工業生産動態統計調査、令和３年経済センサス-活動調査)

また、豊かな水等の資源を活かし、飲食料品製造業が集積しており、飲食料品等の製造品出荷額は、平成 26 年の 166 億円から令和元年の 219 億円（31.9%増）へと大幅に成長している。(平成 26 年工業統計調査、令和２年工業統計調査)

機械・金属については、中京圏との近接性を活かした自動車部品関連が盛んであるが、航空機やロボット、次世代自動車などへの参入に向けた取組みも行われている。

これらのことから、製造業は本県の主力産業となっており、産業別就業人口割合では第２次産業が 33.2%（全国 23.4%）と全国で第１位になっている。(令和２年国勢調査)

また、本県は、標高 3,000m級の立山連峰から水深 1,000mの富山湾まで、標高差 4,000mの世界的にも稀な地形を有し、この標高差が生む雄大な自然環境によって、美味しいお米や豊富な魚種など豊かな農林水産物が生産されており、特に農業産出額に占める米の生産割合は 64.8%で全国１位となっている。(令和３年生産農業所得統計)

こうした豊かな自然環境は本県の観光資源としても重要な役割を持つほか、再生可能エネルギーの導入にも適しており、豊富な水資源を活かした中小水力発電の導入ポテンシャルの都道府県順位は全国上位（河川：５位、農業用水路３位）となっている。(環境省「再生可能エネルギー情報提供システム［REPOS]」)

このほか、本県では、情報通信基盤を整備するため、県独自の補助制度を創設し、市町村と連携してＣＡＴＶのＦＴＴＨ化※を進め、2021 年度末に世帯カバー率 100%を達成している。

また、本県のクリエイティブ産業については、「芸術文化学部」を有する富山大学などデザイン専門人材を輩出する環境が整っており、人口当たりのデザイン専門企業事業所数や従事者数も全国上位である。（経済産業省 特定サービス産業実態調査、総務省 統計局人口統計）

さらに、物流の面においては、「国際拠点港湾」伏木富山港が、韓国、中国、ロシア極東への国際定期航路６航路を有しており、コンテナ取扱個数は直近 20 年間で約２倍に伸びている（富山県伏木富山港の取扱貨物量）ほか、本県と中京圏を結ぶ東海北陸自動車道が、令和２年 11 月から段階的に４車線化工事が完成するなど、３大都市圏とのアクセスも徐々に改善しており、本県の物流拠点性が高まっているところである。

一方、従業員数については、製造業（131,286 人）に次いで卸売業、小売業（91,281 人）、サービス業（89,012 人（宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、他に分類されないもの））となっている。（令和３年経済センサス-活動調査）

こうしたことから、本県の強みである製造業のさらなる振興を図るとともに、豊かな自然、多彩な食、歴史・文化など本県の有する資源や魅力をこれまで以上に磨き上げることにより、付加価値の高い新たなサービスやビジネスを生み出し、魅力ある産業や質の高い雇用の創出を図るとともに、本県の拠点性が高まることを目標とする。

※光ファイバケーブルを敷設し、超高速インターネットアクセスを可能とするもの。

（２）経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	－	214 億円	－

※現状の値は、新型コロナウイルス感染症等の影響により一部の計画における数値が一時的に著しく低下しており、目標値との比較において不適当であるため記載しない。

（算定根拠）

	事業数（件）	平均付加価値額（万円）	付加価値額（万円）
①医薬品	30	15,313	459,390
②電子デバイス・機械金属	80	15,313	1,225,040
③農林水産・地域商社	5	4,777	23,885
④デジタル・情報通信関連	5	13,782	68,910
⑤観光・スポーツ・文化・まちづくり	10	4,777	47,770
⑥環境・エネルギー	10	4,777	47,770
⑦クリエイティブ	5	4,777	23,885
⑧食料品・飲料品	10	15,313	153,130
⑨物流	10	9,296	92,960
合計	165		2,142,740

【５（３）で指定する業種の経済的効果の目標（指定する業種ごと）】

付加価値額	現状	計画終了後	増加率
業種：化学工業（中分類 16）	139,327 百万円	150,500 百万円	年 2.0%程度（計画終了後までに 8.0%程度）
業種：金属製品製造業（中分類 24）	103,138 百万円	111,400 百万円	年 2.0%程度（計画終了後までに 8.0%程度）
業種：生産用機械器具製造業（中分類 26）	74,473 百万円	80,400 百万円	年 2.0%程度（計画終了後までに 8.0%程度）

（算定根拠）

富山県ものづくり産業未来戦略（令和６年３月改定版）において、県内製造業の付加価値額は県総合計画で定めた年 2.0%程度（平成 27 年度比）の成長を達成することを目指しており、本計画においても同様の目標を設定する。

【任意記載のＫＰＩ】

	現状	計画終了後	増加率
第２期とやま未来創生戦略「医薬品生産額」	－	8,000 億円（国内シェア 10%～12%）	－
第２期とやま未来創生戦略「バイオ関連商品の年間売上高」	－	100 億円	－
第２期とやま未来創生戦略「機械・金属・電子部品の製造品出荷額」	－	1 兆 6,500 億円	－
富山県ものづくり産業未来戦略「県内製造業の付加価値額」	1 兆 4,380 億円（R３年度）	1 兆 8,400 億円（R12 年度）	年 2.0%程度（H27 年度比）

３　地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは、以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５　地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 4,777 万円（本県の１事業所あたり純付加価値額（令和３年経済センサス－活動調査）を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

① 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で７％以上増加すること。
② 促進区域に所在する事業者の売上額が開始年度比で５％以上増加すること。
③ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で３％以上又は５人以上増加すること。
④ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で３％以上増加すること。

４　促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

重点促進区域は、別紙１及び別紙２のとおりとする。

重点促進区域の概ねの面積は、3,254 ヘクタール程度である。

本県はコンパクトにまとまった生活・経済圏域を形成しており、全県域に利便性の高い域内交通・物流網を形成している。いずれの区域も、本県の地域の特性を生かした産業の集積地となっており、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当な地域である。

本県に所在する自然公園法に規定する国立・国定公園区域（参考１～３）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区（参考４）については、重点促進区域の設定を行わない。

なお、本重点促進区域は、港湾における開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方針を定めた本県港湾計画と整合が図られている。

また、【重点促進区域29 二上工業地域】（大字 材木町）、【重点促進区域35　高岡機械工業センター】　（大字　戸出徳市）及び【重点促進区域143　高岡ＩＣ周辺地区】（大字　六家）には市街化調整区域、【重点促進区域22 宮野工業団地・婦中企業団地】（大字　婦中町道場）、【重点促進区域35　高岡機械工業センター】（大字　戸出徳市）、【重点促進区域62　滑川工業地区・栗山地区】（大字　栗山）には農用地区域（除外後は甲種及び第１種農地）が含まれるため、「９　地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において土地利用調整の方針を記載する。

【重点促進区域22 宮野工業団地・婦中企業団地】の概要は以下のとおり。

（概況及び公共施設等の整備状況）

面積は 49 ヘクタール程度で、この内、農用地の面積は 0.5 ヘクタール程度である。

婦中企業団地においては、婦中企業団地協同組合が平成元年度に第１期婦中企業団地、その後

富山市（旧婦中町）が平成４年度に第２期婦中企業団地を造成している。宮野工業団地においては、昭和 49 年度に造成しており、いずれの団地においても電気、上下水道などのインフラ整備が完了している。

また、当団地はＪＲ高山本線速星駅から約２km(約５分)、北陸新幹線富山駅から 10km（約 20 分)、北陸自動車道富山ＩＣ，富山西ＩＣから約７km（約 15 分）と良好なアクセスを有しているほか、コミュニティバスも運行されており交通インフラが充実した場所であることから、当該区域において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図ることが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

（関連計画における記載等）

富山市総合計画における記載：第２次富山市総合計画では、雇用機会の拡大と地域経済の活性化を図るため、医薬品・医薬品関連産業などの製造業や、３大都市圏へのアクセス性を生かした物流業等の誘致に努めることとしている。また、企業の誘致・拠点化支援、民間による企業団地の開発支援に取り組むとともに、民間が有する遊休地及び空き工場・事務所の活用を図るなど、企業の投資意欲をそぐことのないよう、需要に見合う企業用地等の確保に努めることとしている。

第２期富山市工業振興ビジョン第１次改訂版における記載：富山市内においては大規模企業団地の開発が難しいことから、既存企業団地や遊休工業用地の有効活用を推進することとしている。

富山県農業振興地域整備基本方針における記載：富山県農業振興地域整備基本方針においては、農地転用を伴う農用地区域からの農地除外について、農地の確保を基本としつつ、市町村の振興計画や都市計画との調整を図り、農業がもたらす多面的機能を維持し、計画的な土地利用に努めることとしている。

富山農業振興地域整備計画における記載：富山農業振興地域整備計画では、中核的農家の育成や農用地の流動化を進めるため、他産業への安定的就業の場を確保し、工業団地設置や企業誘致によって就業の安定と生産力の保持に努めることとしている。

【重点促進区域 29 二上工業地域】の概要は以下のとおり。

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 55 ヘクタール程度である。

二上工業地域は高岡市内の主要工場である日本ゼオン株式会社高岡工場や中越パルプ工業株式会社、株式会社ＣＫサンエツなどが立地する工業地域であり、近隣には富山県の公設試である富山県産業技術研究開発センターが整備されているほか、電気、上下水道などのインフラ整備が完了している。また、周辺においては、県道 351 号姫野能町線（一般県道）の牧野大橋が平成 26 年の北陸新幹線の新高岡駅開業に併せて整備されている。伏木港から 5.0ｋｍ（約 10 分)、能越自動車道高岡北ＩＣから 6.0 km（約 10 分）と良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図ることが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

（関連計画における記載等）

高岡市総合計画における記載：高岡市総合計画における土地利用方針において、企業活動の効率化・円滑化、拠点性の向上等を図るための工業地区に位置づけられており、既存企業の拡張や新規企業の立地に対応した工業地の形成を図ることとしている。

高岡市都市計画マスタープランにおける記載：高岡市都市計画マスタープランにおける地域別構想の地域別まちづくり方針において、既存の工業集積を維持するとともに、未利用地や必要な条件の整った跡地への新たな企業誘致を進めることとしている。

【重点促進区域35　高岡機械工業センター】の概要は以下のとおり。

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は17ヘクタール程度、この内、農用地の面積は1.5ヘクタール程度である。

高岡機械工業センターにおいては、昭和45年に協同組合事業として工業団地を造成し、電気、上下水道などのインフラ整備が完了している。また、周辺においては、市道上伏間江戸出石代線（２級幹線）と市道戸出大清水戸出徳市２号線が、平成26年の北陸新幹線の新高岡駅開業に併せて、改修、再整備されている。北陸新幹線新高岡駅から5.6ｋｍ（約10分）、北陸自動車道高岡砺波スマートＩＣから3.6㎞（約５分）と良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図ることが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

（関連計画における記載等）

高岡市総合計画における記載：高岡市総合計画における土地利用方針において、企業活動の効率化・円滑化、拠点性の向上等を図るための工業地区に位置づけられており、既存企業の拡張や新規企業の立地に対応した工業地の形成を図ることとしている。

高岡農業振興地域整備計画における記載：【重点促進区域 35　高岡機械工業センター】には農用地区域（除外後は甲種及び第１種農地）が含まれている。当該区域は農家と非農家が混住する区域であり、高岡農業振興地域整備計画書における農用地利用計画において、地区の特性に応じた農業生産活動と地域住民の生活環境の向上が調和するよう、適切な土地利用を図ることにより、農業・農村の活力を維持発展させていくこととしている。また、当該区域を含む戸出地区については、同計画において、本市農業の中核的地域として農地の有効利用を図ることとしている。また、当地区は、田畑輪換による花き球根及び野菜栽培が盛んであり、園芸の生産団地化を図ることとしている。

【重点促進区域62　滑川工業地区・栗山地区】の概要は以下のとおり。

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は72ヘクタール程度、この内、農用地の面積は3.7ヘクタール程度である。

栗山工業団地においては、平成３年度に第１期、平成11年度に第２期、平成20年度に第３期と、規模を拡張してきたものである。電気上水道などのインフラ整備が完了している。また周辺においては、平成12年に一般県道堀江魚津線が整備されており、滑川ＩＣから3.8km（車で５分）

と良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において、特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図ることが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

（関連計画における記載等）

滑川市総合計画における記載：第５次滑川市総合計画及び滑川市創生総合戦略において、企業とともに歩むまちづくり、企業が来たくなるまちづくりを推進している。総合計画においては、企業の誘致に際し、土地利用計画と整合する開発を進めることとしている。

滑川農業振興地域整備計画における記載：【重点促進区域 62　滑川工業地区・栗山地区】（大字栗山）には農用地区域（除外後は第１種農地）が含まれる。本市農業の実態は 86.2％が兼業農家であり、このため昭和 46 年度から数度にわたり農村地域工業等導入促進法（現：農村地域への産業の導入の促進等に関する法律）に基づく実施計画を策定し、農業者の不安定兼業状態からの脱却に努めてきている。

【重点促進区域 143　高岡ＩＣ周辺地区】の概要は以下のとおり。

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 10.95 ヘクタール程度である。

高岡ＩＣ周辺地区は、市街化調整区域に属するものの、東側にはＢＢＳジャパン株式会社を含む工業地域及びエイト金属株式会社を含む準工業地域に隣接している。また、インター入口周辺では道の駅「万葉の里」や各種工場などが立地しており、電気・上下水道などのインフラが整備されている地区である。

また、周辺においては、北陸新幹線新高岡駅から 3.7km（約 10 分）、国道８号線のほか能越自動車道高岡ＩＣを近傍に位置しているほか、現在、インター入口交差点の立体化事業が進められており、インター入口の渋滞解消だけでなく、国道８号の円滑化により、伏木富山港から産業拠点までの物流効率化を図ることが期待されている。

これらより富山県内外に向けた良好なアクセスを有する交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図ることが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、当該地区内には一部農用地区域（約 1.75 ヘクタール）が存在するが、公共施設整備済区域（インターチェンジの出入口から概ね 300m）に属し開発には支障がなく、地域未来投資促進法による農地法等の配慮は予定していない。

（関連計画における記載等）

高岡市総合計画における記載：高岡市総合計画における土地利用方針において、工業地は本市の地理的優位性から能越自動車道インターチェンジ周辺などに配置するとし、また、既存産業団地の隣接拡張に加えて、交通条件の優位性を活かすことのできるインターチェンジ付近において、新たな企業立地の需要に対応した計画的な土地利用を進めることとしている。

高岡市都市計画マスタープランにおける記載：高岡市都市計画マスタープランにおける地域別構想の地域別まちづくり方針において、既存の工業集積を維持するとともに、高岡インターチェ

ンジ周辺においては、工業施設・流通業務施設の集積を中心に計画的な土地利用を検討するとともに、未利用地や必要な条件の整った跡地への新たな企業誘致を進めることとしている。

高岡農業振興地域整備計画における記載：高岡農業振興地域整備計画における土地利用の方向においては、土地利用の高度化、有効利用を図るとともに、農業的土地利用と都市的土地利用の適正な配置により、開発と保全の調和のとれた土地利用を進めることとしている。その方針の中、当該区域を含む東五位地区は、中央部を国道８号線が縦貫し、さらに能越自動車道高岡ＩＣ周辺の市街化が一層進むものと位置付けている。

富山県農業振興地域整備基本方針における記載：富山県農業振興地域整備基本方針においては、農地転用を伴う農用地区域からの農地除外について、農地の確保を基本としつつ、市町村の振興計画や都市計画との調整を図り、農業がもたらす多面的機能を維持し、計画的な土地利用に努めることとしている。

（２）区域設定の理由

新川地域（魚津市、黒部市、入善町、朝日町）

当地域に設定する区域は、50 東山工業地区、51 本新工業地区、72 石田企業団地、73 岡工業団地・新石田企業団地・牧野地区、74 黒部鉄工団地・沓掛地区、75 若栗企業団地・萩生地区、76 吉田・越湖地区、112 入善駅北地区、113 入膳中央地区、114 黒部川右岸地区、115 入善海洋深層水企業団地、116 平柳地区、117 草野地区、118 大家庄地区、119 魚津企業団地、120 魚津西部企業団地、121 青木北地区、122 古黒部地区、123 椚山地区、133 吉島地区、134 道坂地区、135 東山地区、136 宮津地区、138 住吉地区及び 140 小川寺地区である。

当地域には、良質で豊富な水資源に支えられ、アルミ等の金属製品や電子材料・部品、一般機械、食料品・飲料・深層水関連などの産業が集積しており、高い技術力を誇る企業も立地している。

また、北陸の東の玄関口となる黒部宇奈月温泉駅を核とした地域公共交通ネットワークの整備の促進により、交通アクセスが充実している。

これらのことから、当該区域はいずれの区域も、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であり、重点促進区域に設定することとする。

富山地域（富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町）

当地域に設定する区域は、１富山北部地区、２米田中田地区、３第三機械工業センター、４水橋リバーサイドパーク、５上条工業団地、６興人・下朝日曹町地区、７下奥井地区、８荒川地区、９新庄本町・向新庄地区、10 日俣地区、11 富山企業団地、12 不二越本町地区、13 金屋企業団地、14 呉羽南部企業団地、15 大沢野機械工業センター、16 中大久保企業団地、17 八尾機械工業センター、18 八尾町福島地区、19 富山八尾中核工業団地、20 婦中鉄工業団地地区、21 婦中機械工業センター、22 宮野工業団地・婦中企業団地、23 臨空工業団地、24 婦中町笹倉地区・西本郷企業団地、25 第二機械工業センター、26 黒瀬・萩原・八日町地区、27 大沢野西部企業団地、28 上野地区、60 下梅沢地区、61 滑川鉄工団地、62 滑川工業地区・栗山地区、63 滑川インター周辺地区、64 本江工業団地、65 滑川東部工業団地、66 有金地区、67 江尻地区、68 中新地区、69 中野島地区、70 法花寺・野町地区、71 北野地区、103 森尻地区、104 久金地区、105 神田工業地区、106 広野地区、107 利田・塚越・浅生・鉾木地区、108 釜ヶ渕地区、109 下新・沢端・野町地区、110 寺

田地区、111 西大森地区、124 前沢地区、125 横越地区、126 上市スマートＩＣ地区、127 正印地区、130 郷柿沢地区及び 142 若杉地区である。

当地域には、高度なものづくり技術を有する多くの企業や、高等教育機関、試験研究機関、産業支援機関が集積しており、医薬品産業や一般機械産業が盛んなほか、産学官共同研究開発が積極的に進められている。

また、北陸新幹線、北陸自動車道、伏木富山港等の広域的な交通の基盤が整備されている。特に、当地域に所在する「富山きときと空港」は、国内外との空の玄関口としての役割を担っている。

これらのことから、当該区域は地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であり、重点促進区域に設定することとする。

高岡・射水地域（高岡市、射水市、氷見市）

当地域に設定する区域は、29 二上工業地域、30 高岡オフィスパーク、31 岩坪工業団地、32 手洗野企業団地、33 四日市工業団地、34 戸出工業団地、35 高岡機械工業センター、36 中田上麻生工業団地、37 大滝工業団地、38 池田工業地域、39 伏木万葉ふ頭港湾地域、40ＩＣパーク高岡、41 富山臨海工業地帯、42 小杉インターパーク、43 大島企業団地、44 稲積リバーサイドパーク、45 七美工業団地、46 広上工業団地、47 針原企業団地、48 大門企業団地、49 小杉流通業務団地、52 窪地区、53 上泉・下田子・上田子地区、54 大浦地区、55 堀田地区、56 上田地区、57 鞍川・大野地区、58 西朴木地区、59 園地区、131 大江地区、132 沖塚原企業団地、137 寺塚原地区及び 143 高岡ＩＣ周辺地区である

当地域には、臨海工業地域を中心にアルミ、鉄鋼等の金属製品や化学等の産業が集積しての対象となる事業所が立地しており、富山県ものづくり産業研究開発センターを核とした産学官共同研究開発、富山県総合デザインセンターによるデザイン力を活かした付加価値の高い製品開発が進められているほか、高岡銅器等の伝統産業が発達している。

また、北陸新幹線、東海北陸自動車道、能越自動車道等の広域的な交通の基盤が整備されている。

特に、当地域に所在する「国際拠点港湾」伏木富山港は、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾となっており、環日本海交流の中核を担っている。太平洋側港湾の代替災害時における太平洋側主要港湾の代替機能の一翼を担うことも期待されている。

これらのことから、当該区域は地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であり、重点促進区域に設定することとする。

砺波地域（砺波市、小矢部市、南砺市）

当地域に設定する区域は、77 庄下地区、78 東野尻地区、79 若林地区、80 油田地区、81 柳瀬地区、82 太田地区、83 東般若地区、84 青島地区、85 種田地区、86 小矢部市フロンティアパーク、87 石動地区、88 津沢地区、89 岡農工団地、90 浅地・名畑農工団地、91 水牧農工団地及び小神・水牧企業団地、92 五社企業団地、93 津沢企業団地、94 矢水町企業団地、95 渋江企業団地、96 末友企業団地、97 本江地区、98 晩田・前田地区、99 二日町・野尻・岩武新地区、100 梅原地区、101 井波地区、102 大窪地区、128 柳瀬地区、129 井波地区、139 芹川企業団地、141 和泉地区及び 144 北野地区である。

当地域には、電子部品や金属製品、一般機械、繊維等の産業が集積しているほか、井波彫刻等の伝統産業が発達している。
また、北陸自動車道と東海北陸自動車道の結節点となっており、北陸地方、東海地方へのアクセスが充実している。
これらのことから、当該区域は地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であり、重点促進区域に設定することとする。

なお、いずれの重点促進区域も、当該区域の周辺に立地に適した遊休地等が存在しないことから、重点促進区域として設定することとする。

【重点促進区域 22　宮野工業団地・婦中企業団地】については、「（１）重点促進区域」の「概況及び公共施設等の整備状況」に記載したとおり、企業が立地する環境が整った区域である。
現在、市内の既存企業団地の中で分譲可能な区画を有するのは第２期呉羽南部企業団地のみであるが、その区画も残り少なくなっており、当該区域から離れていることから、企業のニーズを満たすものではない。
また、当該区域の企業団地及び農振白地地域には遊休地が存在しておらず、既存企業の拡張のために新たに地域経済牽引事業を実施する際には、農用地区域において重点促進区域を設定する必要がある。
以上により、本区域を重点促進区域として設定することとする。

【重点促進区域 29　二上工業地域】については、「（１）重点促進区域」の「概況及び公共施設等の整備状況」に記載したとおり、企業が立地する環境が整った区域である。
また、本区域には遊休地が存在しておらず、既成市街地及び農振白地地域については、企業のニーズを満たす一団の土地がなく、また、既存の工場の拡張を予定しているため、新たに地域経済牽引事業を実施する際には、市街化調整区域において、重点促進区域を設定する必要がある。
さらに、本区域には、高機能素材関連産業の集積があり、高度技術・新素材技術の集積を活用したものづくり産業を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。
以上により、本区域を重点促進区域として設定することとする。

【重点促進区域35　高岡機械工業センター】については、「（１）重点促進区域」の「概況及び公共施設等の整備状況」に記載したとおり、企業が立地する環境が整った区域である。
また、本区域には遊休地が存在しておらず、既成市街地及び農振白地地域については、企業のニーズを満たす一団の土地がなく、また、既存の工場の拡張を予定しているため、新たに地域経済牽引事業を実施する際には、農用地区域において、重点促進区域を設定する必要がある。
さらに、本区域には、自動車部品関連産業やアルミ産業の集積があり、機械・金属や高度技術・新素材技術の集積を活用したものづくり産業を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。
以上により、本区域を重点促進区域として設定することとする。

【重点促進区域 62　滑川工業地区・栗山地区】については、「（１）重点促進区域」の「概況及

び公共施設等の整備状況」に記載したとおり、企業が立地する環境が整った区域である。

市内には、第４期安田工業団地が平成 30 年３月に整備されたが、当該区域から離れており、企業のニーズを満たすものではない。また当該区域には農振白地地域も含め、遊休地が存在しておらず、既存企業の拡張のために新たに地域経済牽引事業を実施する際には、農用地区域において重点促進区域を設定する必要がある。

さらには、本区域は、プラント機器関連産業の企業が立地しており、機械・金属や高度技術・新素材技術の集積を活用したものづくり産業を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。

以上により、本区域を重点促進区域として設定することとする。

【重点促進区域 143 高岡ＩＣ周辺地区】については、「（１）重点促進区域」の「概況及び公共施設等の整備状況」に記載したとおり、企業が立地する環境が整った区域である。

また、本区域には遊休地が存在しておらず、既成市街地及び農振白地地域については、企業のニーズを満たす一団の土地がないため、新たに地域経済牽引事業を実施する際には、市街化調整区域及び農用地区域において、重点促進区域を設定する必要がある。

さらに、本区域には、金属製造産業の集積があり、当該技術の集積を活用したものづくり産業を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。

以上により、本区域を重点促進区域として設定することとする。

（３）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

別紙２のとおり。なお、別紙２中の「区域面積」は、重点促進区域の面積を指す。

5　地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

（１）地域の特性及びその活用戦略

①　富山県内の医薬品製造や容器・包装・印刷技術の集積を活用した医薬品関連分野

②　富山県内の電子デバイス、機械・金属や高度技術・新素材技術の集積を活用した成長ものづくり分野

③　富山県内の豊富な農林水産資源を活用した農林水産・地域商社分野

④　富山県内の情報通信基盤やデータサイエンス人材を活用したデジタル・情報通信関連分野

⑤　富山県内の自然、豊かな食、歴史文化、伝統工芸など多様な観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野

⑥　富山県の水と緑に恵まれた豊かな環境を活かした環境・エネルギー分野

⑦　富山県内の伝統工芸品産業やデザイン人材の集積を活用したクリエイティブ関連分野

⑧　富山県内の良質で豊かな水や地域特産物を活かした食料品・飲料製造関連分野

⑨　富山県内の拠点港や高速道路網等の環日本海地域の拠点性を有するインフラを活用した物流関連分野

（２）選定の理由

①富山県内の医薬品製造や容器・包装・印刷技術の集積を活用した医薬品関連分野

「くすりの富山」として300年を超える伝統と高い技術を有する県内の医薬品産業は、新薬開発型、ジェネリック、配置薬のほか、それらの原料となる原薬、中間体など100を超える工場と、医薬品容器・包装などの関連産業が集積し、日本を代表する医薬品生産拠点を形成している。本県の令和３年の医薬品生産金額は6,204億円に上り、人口あたりの医薬品生産額、製造所数、製造所従業員数は全国第１位となるなど、医薬品関連産業は本県の産業を牽引している。(令和３年薬事工業生産動態統計調査、令和３年経済センサス-活動調査)

この基盤を活用し、本県では公的研究機関による研究・開発体制の充実を図るため、全国唯一の都道府県立の薬事専門の研究開発機関である県薬事総合研究開発センターを設置しており、医薬品の研究開発や試験、分析、企業への技術指導などの支援を行っている。

創薬研究の総合拠点である富山大学では、医学部、薬学部、工学部において、治療薬の開発や製剤研究等に取り組んでおり、医薬品を含む「ものづくり」研究の拠点である富山県立大学では、平成29年４月に全国で初めて「医薬品工学科」を設置し、医薬品産業を工学の観点から支える人材を育成している。

平成30年からは、本県医薬品産業のさらなる発展を図るため、富山大学、富山県立大学、富山県薬業連合会と県との産学官連携により「くすりのシリコンバレーTOYAMA」創造コンソーシアムを設置し、「くすりの富山」を支える専門人材の育成・確保、世界的にニーズの高いバイオ医薬品分野での技術力向上、医薬品の革新的な製造技術の導入等支援に取り組んでいる。さらに、富山大学では臨床試験実施体制を整備充実し、漢方薬の新効能の医師主導治験に取り組むとともに、富山県立大学では医薬品や中間体等の製造プロセスや品質管理等の研究開発を実施している。

また、政府関係機関との連携を積極的に推進しており、本県に設置された医薬品医療機器総合機構（ＰＭＤＡ）の支部等の活動を通じて、県内製薬企業における品質管理の向上を図り、アジア地域をはじめとする国・地域への販路拡大を進めるなど、世界の代表的な医薬品製造拠点として更なる発展を目指した取組みを進めている。

②富山県内の電子デバイス、機械・金属や高度技術・新素材技術の集積を活用した成長ものづくり分野

本県は「良質で豊富な水資源や、地震や台風などの自然災害の少なさ、交通の利便性」といった立地条件を満たしており、優れた産業インフラを形成し、多くの半導体等のデバイスメーカーが立地している。戦前や高度成長期などに立地した化学工業が製造品目の更新に取り組み、半導体やＦＰＤなど電子材料の製造に進化してきているほか、ＩＴ関連製造業では、グローバル製品に使用される基盤／素材、電装／機能部品といった部品・加工メーカーの集積が見られ、デバイスメーカーへの部品供給、加工等の素地が整っている。

また、戦前から蓄積されていた銅・鋳物等の加工技術により、住宅用建材などアルミ産業の集積が進み、技術力の高い生産用機械関連企業や中京地域の自動車産業を支える部品メーカーなど機械・金属に関連する産業も集積している。

製造品出荷額の業種別で見ると、化学工業（114 事業所、7,823 億円）に次いで、生産用機械（329事業所、4,574億円)、金属製品（481事業所、4,027 億円)、非鉄金属（70 事業所、3,561億円)、電子部品（71事業所、3,006億円）となっており、本県の主力産業となっている。(令和３年経済センサスー活動調査)

県としても、こうしたものづくり分野の技術力を高めるため、産業振興の拠点として「富山県ものづくり研究開発センター」を整備するなど、産学官が連携して技術開発に取り組むとともに、人材育成を進めている。

また、各企業においては、今後も成長が見込まれる航空機や次世代自動車、さらには医療用機械器具やドローンなどの分野への参入が活発になってきている。特に、ロボットや生産機械の分野で、大きな全国シェアを持つ企業もある。

海外との競争が激しくなる中で、日本企業の強みを発揮できる分野として高機能素材や新素材の開発がある。本県においても航空機エンジン・ブレードやロケットエンジンノズル等に使われる炭化ケイ素（ＳｉＣ）繊維のメーカーが立地しており、今後、複合化技術の展開が期待されている。また、マグネシウム合金やセルロースナノファイバー、炭素繊維強化樹脂（ＣＦＲＰ）などの技術開発を進める。

さらに、平成 30 年６月には、新規事業創出や技術開発による新たな付加価値の創出などの取り組みを通してアルミ産業の振興を図るため、「とやまアルミコンソーシアム」が、また令和元年 12 月には、付加価値の高いヘルスケア製品の開発などを通してヘルスケア産業の振興を図るため、「とやまヘルスケアコンソーシアム」が富山県内の産学官連携により設立されており、県内企業の優れた技術に焦点をあてた研究開発プロジェクトを支援するとともに、その成果の実用化に向けて、県内産学官が一体となって取り組んでいる。

③富山県内の豊富な農林水産資源を活用した農林水産・地域商社分野

本県は、標高 3,000m級の立山連峰から水深 1,000mの富山湾まで、標高差 4,000mの世界的にも稀な地形を有し、この標高差が生む雄大な自然環境によって、美味しいお米や豊富な魚種など豊かな農林水産物が生産され、多彩な特産品が生み出されている。

農業産出額に占める米の割合は 64.8%で全国１位(令和３年生産農業所得統計)、また、米作りの元となる「種もみ」の県外出荷量も全国１位となっており（令和元年富山県種子協会)、日本の米作りを支える「米どころ」となっている。平成 30 年には新たな富山米品種「富富富（ふふふ)」をデビューさせるなど、環境にやさしい高品質な米作りに取り組んできた。また、稲作だけに頼らない収益性の高い農業を目指し、「稼げる園芸産地･経営体の育成」を目指して取り組んでおり、市町村等が策定した振興プランの実施により、たまねぎ、にんじん、加工用キャベツなど省力機械体系を確立した品目を中心に作付面積が年々拡大しており、令和３年度の園芸産出額は 86 億円(令和３年生産農業所得統計)となっている。

また、本県の令和２年の漁業生産額は 116 億円となっており（令和４年 11 月富山の水産)、沿岸では、ブリをはじめとしてホタルイカ、シロエビなど全国的にも知られた魚種が漁獲されている。県では、こうした「富山のさかな」ブランド力を活かし、首都圏の料理人等に向けた、マッチングサイトを活用した県産食材等の情報発信やオンラインでの商談会出展への支援等により販路拡大を図っている。

さらに、農業分野における企業参入や次世代施設園芸・植物工場等の取組み、林業分野における森林資源の循環利用の取組み､水産分野における深層水等の活用による養殖等の取組みにより、さらなる農林水産業の発展を推進する。

特に「天然のいけす」と呼ばれる富山湾は、多様な水産資源が特徴であり、その漁法も定置網等により、持続可能な漁業が定着している。こうしたメリットを活かしつつ、コスト面、品質面、

リードタイムに優れたコールドチェーン等による本県水産資源の高付加価値化を推進する。
　また、本県農林水産物の輸出の展開に向けては、海外のニーズに応じた商品（パックご飯や寿司などの冷凍食品等）の生産拠点の整備により県内の多様な農林水産資源の持続的・安定的な利用、消費拡大および販路拡大を図り、農林水産業の活性化を推進する。

④富山県内の情報通信基盤やデータサイエンス人材を活用したデジタル・情報通信関連分野
　本県では、全国に先駆けて官民一体によるＣＡＴＶ網の整備を推進し、高速ブロードバンド整備（下り 30Ｍｂｐｓ以上）については世帯カバー率 100%を達成している。一方、携帯電話の最新の通信規格である５G の基地局整備等に必須となる大容量のデータ伝送が可能な通信回線の確保といった観点からも、県内全域をカバーするＣＡＴＶのＦＴＴＨ化※が課題であったことから、県独自の補助制度を創設し、市町村と連携してＣＡＴＶのＦＴＴＨ※化を進め、2021 年度末に世帯カバー率 100%を達成している。
　ＡＩやＩｏＴなど技術革新が進展し、ビッグデータの利活用等の需要が拡大する中、データサイエンティストなどデジタル人材の育成・確保が重要となっている。このため、本県では富山大学・富山市と連携し、教員向け研修等を通じた小中高校等へのＩＣＴ教育の充実や、県内企業等を対象とした社会人向けデータサイエンス教育の推進に取り組んでいる。富山県立大学（射水市）では、ＤＸ研究と教育の中心施設として、また、県内企業や他大学などとの産学官連携の拠点として、令和４年４月に「ＤＸ教育研究センター」の供用を開始したほか、令和６年４月には、データサイエンスの専門知識を兼ね備えた人材を育成する情報工学部を開設した。
　さらに、デジタルを含む新しいテクノロジーの活用、クリエイティブやデザインといった創造的な知的活動を行う人材を育成するため、県内経営者や社会人に対する研修やリカレント教育への支援のほか、データサイエンス教育、ＳＴＥＡＭ 教育、グローバル時代に対応するための英語教育の強化など、大学、初等中等教育を含む公教育全般の強化を図っており、今後、テクノロジーの進展に伴い、更なる取組みの充実が期待される。
　また、情報通信技術の進展は、交通や物流上の弱点を克服し、地方での新しい産業展開を可能にしており、本県においても、本社機能の一部とも言えるコンタクトセンターやシェアードサービス、物流指令センターをはじめコールセンターなどで大きな雇用の場を提供している。
　さらに、ＩｏＴやＡＩ技術の進化は次世代の地域産業に大きな影響を与えているが、それを支えるソフトウェア技術人材の確保、ソフトウェア開発拠点の集積が必要となってくる。併せて、ＩｏＴ産業の集積の促進には、ＩｏＴを商品開発、生産様式改善、販路拡大に積極的に取り入れる企業群が必要であり、企業の活用を促進する。
　本県にはソフトウェア等における有力な企業群もあり、こうした地域特性を生かして、デジタル・情報通信関連分野の地域経済牽引事業の促進を図る。

⑤富山県内の自然、豊かな食、歴史文化、伝統工芸など多様な観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野
　本県は、世界的な山岳景観を誇る立山連峰から美しい富山湾までの変化に富んだ自然や、世界遺産・五箇山、国宝の瑞龍寺や勝興寺、海の幸をはじめとした豊かな食、伝統工芸の技や多彩なものづくり産業、歴史・文化や風情あるまち並みなど多彩な観光資源を有している。
　令和４年３月に改訂した富山県観光振興戦略プランでは、観光消費額を重要目標（KGI）と設定

し、令和８年度の観光消費額が 1,980 億円となることを目標としており、県内の様々な観光資源を活用し、アフターコロナにおけるインバウンドの回復、北陸新幹線の敦賀開業・大阪延伸、黒部宇奈月キャニオンルートの一般開放、ＤＸの進展等を見据えながら、「選ばれ続ける観光地」の実現のため、観光分野の地域経済牽引事業の促進を図っていく。

具体的には、観光ニーズの多様化・高度化に対応した満足度の高いサービスの提供や付加価値の高い観光コンテンツの開発、多様な産業・人材の連携による地域主導の観光地づくりなどを担う人材の育成、満足度・利便性の高い受入環境の整備、富山らしい魅力創出のための観光資源の発掘・磨き上げや旅行商品開発、高付加価値旅行者の滞在につながる上質な宿泊施設の誘致や整備促進、豊かな自然を生かしたアウトドア施設の整備促進等を図ることにより、戦略的な観光地域づくりを推進する。

また、本県では、富山マラソンや富山湾岸サイクリングなど、豊かな自然を生かしたスポーツイベントを開催している。こうした大規模なスポーツイベントは、県民のスポーツ活動への関わり方を広げる機会となるだけでなく、国内外からの参加者に対し、豊かな自然、食、文化など地域の魅力を発信することで、国際交流や観光振興、関係人口の拡大や地域の活性化等、様々な効果をもたらすことが期待されるため、県内各地域の資源を最大限に活用し、宿泊業、飲食業、物販業及びサービス業など波及効果の高い観光産業・まちづくりの振興を図っていく。

⑥富山県内の水と緑に恵まれた豊かな環境を活かした環境・エネルギー分野

本県は、立山連峰や黒部峡谷などの大自然、豊かで美しい富山湾、清らかな水環境など、豊かな水と緑に恵まれている。

こうした豊かな自然を生かし、再生可能エネルギーの導入を促進することとしており、令和５年３月に策定した富山県カーボンニュートラル戦略では、2030 年度の再生可能エネルギーの発電電力量を 2020 年度比で 846ＧＷｈ（一般家庭約 20 万軒分の年間消費電力量に相当）増加させることを目標としている。とりわけ、豊富な水資源を生かした中小水力発電の導入ポテンシャルの都道府県順位は、全国上位（河川：５位、農業用水路：３位）となっており（環境省「再生可能エネルギー情報提供システム［REPOS］」）、最新の技術・コストでの小水力発電の導入可能性の調査など、小水力発電の導入の促進に向けた取り組みを行っている。また、県内平野部に広く分布している地中熱利用の導入拡大に取り組むとともに、将来の地熱資源開発を目指して、革新的な技術開発の加速や支援の拡充を国に働きかけている。

加えて、カーボンニュートラルの実現に向けて、温暖化への対応を成長の機会と捉えた国の「グリーン成長戦略」において成長が期待されている分野の研究会を設置し、情報提供や会員同士のネットワーク形成などを行っているほか、産学官が連携して当該分野における新たな技術開発・製品開発に取り組んでいる。

また、県内には、間伐材などの森林資源を有効活用した木質バイオマス発電を行う事業者のほか、廃棄物からのレアメタルやアルミなど金属資源の回収やプラスチックの再生利用等の高度な処理を行う産業廃棄物の処理事業者、省エネルギーや環境負荷の低減に資する環境・エネルギー関連施設の事業者が複数立地しており、日本海側屈指の「ものづくり県」としての発展を側面から支えている。加えて、富山大学高岡キャンパスに設置された先進アルミニウム材料国際研究センターではリサイクルアルミ等に関する産学官が連携した研究を進める体制が整備されている。

これからも本県の環境を守り育て、次の世代に引き継いでいくために、地域の環境に配慮しつ

つ、再生可能エネルギー事業や脱炭素社会・循環型社会の実現に資する事業などの環境・エネルギー関連産業の集積により、地域経済牽引事業の促進を図っていく。

⑦富山県内の伝統工芸品産業やデザイン人材の集積を活用したクリエイティブ関連分野

本県には、国が指定している伝統的工芸品として「高岡銅器」、「井波彫刻」、「高岡漆器」、「庄川挽物木地」、「越中和紙」、「越中福岡の菅笠」の６品目がある。また、国指定の伝統的工芸品以外にも、歴史と風土に培われ、県民の生活の中で育まれ、受け継がれてきた工芸品が多く存在している。近年では、デザイン性を高めた錫製品が注目を集めるなど伝統工芸において新たな取組みも広がっている。

また、本県はアルミ建材や、医薬品パッケージ印刷の企業が集積しており、これら企業内のデザイナーが、デザイン性の高い商品開発をしているほか、県内にはデザイン専門企業も立地している。

このほか、富山大学には「芸術文化学部」を有しており、デザイン専門人材を輩出する環境も整っている。

さらに、有力なスポーツウェアメーカーが立地しており、機能性とデザインの向上に取り組まれているほか、大手企業からの受託製造が中心の企業においてもデザイン性を加味した自社製品開発の動きが出るなど繊維産業に新しい動きが広がっている。

このようなことから、本県ではデザイン産業が盛んであり、人口当たりのデザイン専門企業事業所数や従事者数が全国上位である。(経済産業省 特定サービス産業実態調査、総務省 統計局人口統計)

このため、県としてもデザイン産業の振興に力を入れており、デザイン振興の拠点として平成11年に「富山県総合デザインセンター」を整備し、デザインコンペティションの開催、海外のデザイン展への出展、国内外の著名なデザイナーとの交流を行うなど、デザイン企画・開発から販路開拓までを統合的に支援しているほか、平成 29 年に当該センター内に整備したクリエイティブ・デザイン・ハブを中心に、先端技術や伝統工芸の技術とデザインとの融合による新事業の創出を図っている。

さらに、情報通信技術の進展により、高精度、高彩度、高速度での情報のやりとりが可能となったほか、３Ｄプリンターや３Ｄ計測技術などもあいまって、先述のようにデザイン設計などの産業が立地しているほか、映像コンテンツに関連する産業が立地している。これらの産業はクライアントとの face to face のやりとりが不可欠であるが、北陸新幹線の開業により交通の条件が大きく向上した。市町村でも、これらの産業を振興するため、デザイン・工芸センターの設置（高岡市)、映像等のクリエイターのインキュベート施設の設置（南砺市)、デザインフェアの開催（富山市)、などに取り組んでいる。

⑧富山県内の良質で豊かな水や地域特産物を活かした食料品・飲料製造関連分野

本県では、広い富山平野や潤沢な農業用水、温暖な気候に恵まれ良質米を中心とする農産物や、「世界で最も美しい湾クラブ」にも加盟している富山湾の良質で豊かな水などの資源を活かし、１００社を超える飲食料品製造企業が立地しているが、その中には大手資本の巨大工場も立地しており、全国や海外に出荷している。

また、環境省の名水百選において全国最多の８箇所が選ばれている本県の清冽な水を活かして、

多くの飲料製造業が立地している。

江戸時代に日本海を航行する「北前船」の航路が開拓されて以来、北海道などとの交易を通じて昆布料理や「ます寿司」をはじめとする、独特の食文化が形成されてきた。北陸新幹線の開業を契機に多くの観光客が訪れ本県の食文化の認知度が向上しているほか、特産物を使用した土産品も伸びており、県内で工場の増設の動きが見られる。このようなことから飲食料品等の製造品出荷額をみると平成 26 年の 166 億円から令和元年の 219 億円（31.9%増）へと大幅に成長している。（平成 26 年工業統計調査、令和２年工業統計調査）

また、県内の特色ある優れた地域資源（「くすりの富山」の伝統や海洋深層水を活かした食品・サプリメント）を活かした新たな取組みも広がっている。特に、「富山の深層水」を活用した商品数は、平成 12 年の 100 種類に対し、令和４年は 556 種類（約 5.6 倍）となった。

こうした地域資源を活かし、食料品・飲料品製造関連産業分野の地域経済牽引事業の促進を図る。

⑨富山県内の拠点港や高速道路網等の環日本海地域の拠点性を有するインフラを活用した物流関連分野

本県は、日本海側地域のほぼ中央にあり、３大都市圏との高速道路網も整備されていることや、日本海側において屈指の工業集積があることから、日本と対岸諸国の結節点となっている。

「国際拠点港湾」伏木富山港は、韓国、中国、ロシア極東への国際定期航路６航路を有し、コンテナ取扱個数は直近 20 年間で約２倍に伸びている。（富山県 伏木富山港の取扱貨物量）特にロシア極東においては、伏木富山港がラストポートである定期コンテナ航路や月 14 便の定期 RORO 船航路などの特長があり、県ではこれらの特長を活かし、さらなる集荷促進や既存航路の充実に取り組んでいる。

また、本県と中京圏を結ぶ東海北陸自動車道が、令和２年 11 月から段階的に４車線化工事が完成するなど、３大都市圏とのアクセスも徐々に改善してきており、災害時における太平洋側主要港湾の代替機能の一翼を担うことも期待されている。

このようなことから、近年、伏木富山港の直近のＩＣ付近に日本海側では初めてのテナント型の大型物流業務施設が立地するなど、本県の物流拠点性が高まっているところである。

今後、物流合理化を通して、県内製造業等の付加価値向上やコスト低減を図っていく。

（３）地域経済の成長発展に特に資するものとして指定する業種

①化学工業

②金属製品製造業

③生産用機械器具製造業

（４）指定の理由

①化学工業

「くすりの富山」として 300 年を超える伝統と高い技術を有する富山県の医薬品産業は、新薬開発型、ジェネリック、配置薬のほか、中間体などを製造する工場が 100 を超え、医薬品容器・包装などの関連産業も集積している。また、富山県の総付加価値額に占める化学工業の付加価値額の割合は 6.24%に達しており、これは全国平均の 1.56%を上回る成果を示しているほか、平成 28 年・令和３年の経済センサスのデータによると、この期間における売上金額の伸び率は 10.9%に達している。さらに、当県は第２期とやま未来創生戦略において、医薬品生産額 8,000 億円（国内シェ

ア 10%～12%）という目標を掲げており、医薬・バイオや医薬工連携などの健康関連産業への本県企業の参入を促進するとともに、産学官連携や異分野での企業間連携によるイノベーション創出を推進している。

②金属製品製造業

戦前から蓄積されていた銅・鋳物等の高度な加工技術により、富山県では住宅用建材や自動車部品、アルミ産業が集積している。また、富山県の総付加価値額に占める金属製品製造業の付加価値額の割合は 4.62%に達しており、これは全国平均の 1.19%を上回る成果を示しているほか、平成 28 年・令和３年の経済センサスのデータによると、この期間における従業員数の伸び率は 11.7%に達している。さらに、当県は第２期とやま未来創生戦略において、機械・金属・電子部品の製造出荷額１兆 6,500 億円という目標を掲げており、関係する県内企業、大学、高専、研究機関が連携し、研究開発の推進、大学や高専のシーズを活かした新事業創出、次世代人材の育成や海外研究者との交流などを推進するため「とやまアルミコンソーシアム」を設置する等の取組みを行っている。

③生産用機械器具製造業

本県では、高度な精密加工技術や独自の製造法を持つ企業が数多く存在し、生産用機械器具製造業が主要産業の一つとして重要な役割を果たしている。富山県の総付加価値額に占める生産用機械器具製造業の付加価値額の割合は 3.33%に達しており、これは全国平均の 1.50%を上回る成果を示しているほか、平成 28 年・令和３年の経済センサスのデータによると、この期間における売上金額の伸び率は 37.2%に達している。また、上記のとおり、当県は第２期とやま未来創生戦略において、機械・金属・電子部品の製造出荷額１兆 6,500 億円という目標を掲げており、産業振興の拠点として「富山県ものづくり研究開発センター」を整備する等、産学官が連携して技術開発に取り組んでいる。

６　地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（１）総論

地域の特性を生かして、本計画における対象分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズはもとより、世界経済の動向、先端技術の開発状況などを把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。

事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本県の強みを創出する。

（２）制度の整備に関する事項

①不動産取得税、固定資産税の減免措置

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で不動産取得税等の減免措置に関する条例を制定する。

②企業立地助成制度の適用

工場や本社機能、研究所について県や市町村では新規誘致のみならず、既存企業の増設に対しても、その規模に応じた助成制度を適用している。

（３）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

オープンデータの活用促進により、「行政の信頼性・透明性の向上」「国民参加・官民協働の推進」「経済の活性化・行政の効率化」が三位一体で進むことが期待される。データ検索機能などを有する「富山県オープンデータポータルサイト」を通して、公設試験研究機関が有する分析・解析結果、技術情報や工場適地に関する情報をはじめ地域経済牽引事業の促進に資するオープンデータの活用を促進していく。

（４）事業者からの事業環境整備の提案への対応

本計画における対象分野に関する提案について、富山県商工労働部立地通商課内及び各市町村企業誘致担当課内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、関係部局・課とも協議の上、知事や市町村長に相談した上で対応することとする。

（５）その他の事業環境整備に関する事項

①スタートアップへの支援（事業者の成長促進等）

富山県で今後活躍が期待される起業家を選定し、ニーズに応じた専門家派遣等を行い、スタートアップの成長を集中的に支援する。また、県内の起業家と県内外のスタートアップ支援者をあわせたネットワークを構築し、県内企業・金融機関等との連携やＶＣとのマッチングを推進するとともに、情報発信を通じた創業機運の醸成を図る。

②地域における重要産業の集積によるサプライチェーンの構築・強靭化の支援

本県では、医薬品などの化学工業をはじめ、アルミなどの金属、機械、電子部品等の産業が特に高い付加価値を創出するとともに、日本海側屈指の工業集積を形成しており、原材料製造、部品加工など、生産に関わる企業間取引が県内全域にわたり行われている。サプライチェーンの強靭化のため内製化を進める企業や新たな取引先の獲得に向けた投資を行う企業については、企業立地助成制度におけるサプライチェーン再構築・県内回帰奨励事業による支援を行う。

③人材確保に向けた支援（人材育成・確保支援）

デジタル人材やものづくり人材の育成、女性、若者、中高年齢者や特別な配慮が必要な方の職業訓練を推進するとともに、企業や求職者のニーズを踏まえた県技術専門学院のリニューアルに取り組む。また、県内企業が生産性向上を目的として行うリスキリング（従業員の再教育）の取組みを支援する。

また、大学等におけるインターンシップ等の実施など、職業意識の早期形成を目指したキャリア教育を推進するとともに、中小企業との出会いの場の提供など、中小企業と学生の雇用のミスマッチ解消に向けた取組みを推進する。

さらに、学生のＵＩＪターン就職や県内定着を促進するため、東京都及び大阪府内の「富山くらし・しごと支援センター」に県外大学との連携を強化するための「大学連携コーディネーター」を配置するとともに、県内企業バスツアーをはじめとした各種就職支援イベントの実施、Ｕターン就職交通費助成制度や奨学金返還助成制度を拡充するなど、人材の確保に取り組む。

また、県内外の学生に対し、県内企業の魅力や就職支援に係る情報の発信を強化する。

併せて、国の「プロフェッショナル人材事業」を活用して、即戦力となる高度人材や副業・兼業人材とのマッチングを支援する。

企業の成長とウェルビーイングの実現に向けて、女性が活躍する県内企業等を「とやま女性活躍企業」として認定し、中小企業等において女性が活躍しやすい職場づくりを後押しするとともに、「選ばれる企業」としてのブランド力向上と優秀な人材確保を支援する。

④産業用地の確保に向けた支援（道路、港湾、空港等のインフラ整備との連携及び産業用地の確保支援）

北陸新幹線の整備促進、伏木富山港や富山きときと空港の機能向上、高速道路網の充実などにより、魅力的な立地環境の整備を進める。

産業用地の確保については、県内の工業用地・工場適地や空き工場の情報を迅速・的確に把握し体系的に管理するとともに、インターネットやパンフレット等の媒体を活用し、幅広く情報提供する。また、地域の特性を生かした円滑な立地に向け、企業の生産能力増強計画（工場増設・新設）、具体的な立地ニーズの把握に努め、工場適地の確保・整備を進める。現在、県内の一部の市町村では都市計画決定による工業用地域への編入を行うなど、工業用地造成の準備が進められている。その際、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等との整合性や、自然・緑地・景観の保全、住民生活への影響、産業インフラ状況などを勘案しながら、工場用地としての開発が可能な候補地の選定等を行う。特に、大規模用地が必要な場合、地域コンセンサス形成に十分に配慮する。

⑤賃上げ促進支援

賃上げがスキルや生産性の向上をもたらし、それがさらなる賃上げにつながっていくという「構造的な賃上げ」の実現を目指し、賃金の底上げと設備投資を行う中小企業を支援するとともに、県内企業が生産性向上のために行うリスキリング（従業員の再教育）の取組みを支援する。

さらに、エネルギー・原材料価格の高騰、人手不足の深刻化により県内の中小・小規模企業の経営が圧迫される中、適切な価格転嫁によるサプライチェーン全体での共存共栄の関係構築を後押しするため、経済団体と連携し「パートナーシップ構築宣言」の積極的な広報、登録の推進により公正・適正な取引及び適正な価格転嫁の実現に向けた機運醸成を図る。

⑥ＧＸの促進支援

温暖化対策によって成長が期待される分野での事業化を進めるためには、産学官連携による総合知の活用や異分野の融合など、全てのステークホルダーの全方位的な合意形成が極めて重要である。

このため、産学官で構成されるグリーン成長戦略分野に関する研究会活動の実施や、新製品・新技術の共同研究開発支援に取り組む。

また、グローバル企業を中心に脱炭素経営の実践が世界の潮流となる中で、県内企業がサプライチェーンで選ばれ続けるために、脱炭素経営の導入支援に取り組む。

さらに、県内企業の地域特性を生かしたＧＸの実現に向け、自発的・能動的な未来社会への行動への支援としてワークショップ等を開催する。

⑦ＤＸの促進支援

県内産業のＤＸ・高付加価値化や新たなイノベーションを創出するためにも、県内におけるデジタル産業の更なる振興・創出を図る必要があり、企業や地域社会等におけるデジタル技術の活用や産学官の連携を促進する。

また、県内企業のＤＸを推進するため、リスキリングを通じて企業内のデジタル人材の育成を図る。さらに、先進のデジタル技術を活用して、本県が抱える地域課題を解決する実証実験を推進し、新たなビジネスモデルの構築に繋げる。

中小企業のＤＸ推進においては、「富山県ＩｏＴ推進コンソーシアム」を主軸とし、成功事例の共有により機運の醸成を図るとともに、企業のデジタル化段階に応じた講座を開催し、デジタル人材の育成を支援する。併せて、金融機関や商工団体、富山県新世紀産業機構と連携し、中小企業の多様な相談に対応できる相談体制の充実に取り組む。

さらに、国の「ＩＴ導入補助金」及び「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」と併用できる県独自の補助制度を創設し、県内の中小・中堅企業がデジタルツールを導入する際の設備整備の支援に取り組む。

（６）実施スケジュール

取組事項	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
【制度の整備】					
①不動産取得税、固定資産税の減免措置	・県及び関係市町村において既存条例の改正、運用	→	→	→	→
②企業立地助成制度の適用	運用	→	→	→	→
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】					
オープンデータの活用促進	・ポータルサイトを通じた活用の促進	→	→	→	→
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】					
事業者からの事業環境整備の提案への対応	・窓口の設置、運用開始	→	→	→	→
【その他】					
①スタートアップへの支援（事業者の成長促進等）	・案件の発掘やハンズオン支援、県内企業・団体の機運醸成	→	→	→	→

②地域における重要産業の集積によるサプライチェーンの構築・強靭化の支援	・企業立地助成金における「サプライチェーン再構築・県内回帰奨励事」による支援	→	→		
③人材確保に向けた支援（人材育成・確保支援）	・企業ニーズに応じた職業訓練	→	→	→	→
	・大学連携コーディネーターの配置などによる人材確保支援	→	→	→	→
	・中小企業と学生の雇用のミスマッチ解消に向けた取組み	→	→	→	→
④産業用地の確保支援（道路、港湾、空港等のインフラ整備との連携及び産業用地の確保支援）	・市町村において、随時、適地確保に向けた調査・調整	→	→	→	→
⑤賃上げ促進支援	・賃金の底上げと設備投資を行う中小企業を支援	→	→	→	→
	・適切な価格転嫁の実現に向けた機運醸成	→	→	→	→
⑥ＧＸの促進支援	・グリーン成長戦略分野への県内企業の参入等を促進	→	→	→	→
	・県内企業における脱炭素経営の	→	→	→	→

	導入促進				
	・ワークショップの開催等による支援	→	→	→	→
⑦ＤＸの促進支援	・リスキニングによるデジタル人材の育成	→	→	→	→
	・中小企業のＤＸ推進に関する相談体制の充実	→	→	→	→

7　地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

（1）支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、富山県が設置する公設試や産業支援機関、（公財）富山県新世紀産業機構、地域の高等教育機関としての大学、高等専門学校、地元金融機関など、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。このため、本県では「富山県ものづくり産業未来戦略」を策定し、これらの支援機関が連携して、本県ものづくり産業発展のための競争力強化に向けて支援を進めているところである。

（2）地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①（公財）富山県新世紀産業機構

本県の産業振興を目的に、創業・ベンチャー、経営革新、技術開発、販路拡大など、事業展開の中で直面する様々な課題に対して効果的な解決を図るために、ワンストップで支援する総合支援機関となっている。

同機構は「中小企業支援センター」「イノベーション推進センター」「アジア経済交流センター」の３センターから成り、特に「イノベーション推進センター」は、産業界のニーズと各支援機関のコーディネートを行う活動をしている。

②富山県産業技術研究開発センター

工業に関する試験研究、分析・技術指導などのほか、知的所有権、人材育成などの業務を通じて県内ものづくり企業の支援をしている。特に「マテリアル・プロセス」「ＳＤＧｓ推進技術研究会」「運動生理機能計測技術」「デジタルデータ活用」の研究会で新しい技術に取り組む企業を支援している。

③高等教育機関

専門人材の育成や研究の拠点として、県内には富山大学、富山県立大学、高岡法科大学、富山国際大学、富山短期大学、富山福祉短期大学、富山高等専門学校がある。

この７つの高等教育機関では、教育水準や魅力をさらに高め、地域に貢献することを目指して「大学コンソーシアム富山」を開設している。

また、富山大学では、県との間に包括連携協定を締結し、経済の活性化、人材の育成等、幅広い分野での教育研究の成果等を地域に還元している。

④産業団体、商工会議所、商工会

各業界や各地域の企業団体と行政等が密接に情報交換するとともに、大規模展示会への共同出店やセミナー、先進地視察などの事業を実施している。

また、県機電工業会では、平成 28 年に㈱三井住友銀行と「富山県のものづくり活性化を図るための包括協定」を締結し、同工業会会員企業に対し、三井住友銀行が持つネットワークや情報を活かした海外戦略やビジネスマッチングの支援、セミナー講師派遣などを行っている。

⑤地元金融機関

㈱日本政策金融公庫富山・高岡支店、㈱商工組合中央金庫富山・高岡支店、地域銀行・信用金庫・信用組合等の地域の金融機関等が、県や信用保証協会などとも連携し、製品開発や販路拡大への融資、ビジネスマッチング支援、事業承継、創業支援などに取り組んでいる。

このうち県と㈱北陸銀行において、地域の産業振興、中小企業等の支援、産学官連携等に関する包括協定を締結し、起業支援セミナーや商談会の開催など県内産業の振興のため様々な取組みを行っている。この他の金融機関についても、国内外で販路開拓を目的とした商談会の実施、創業支援セミナーの開催、食関連商談会や物産展の共催等を行うことで、金融仲介機能を十分に発揮し、地域経済の活性化に取り組んでいる。

８　環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（１）環境の保全

企業の事業活動は、安全・安心な住民生活や環境の保全など地域社会の持つ様々な価値観と調和の取れた形で地域に根付き、地域とともに発展していくことが重要である。

そのため、企業の工場立地又は事業高度化の際には、自然・緑地・景観・生活環境の保全、住民生活やインフラとの関連等とともに、農林漁業の発展にも十分配慮しながら、地域の実情・課題に即した適切な土地利用になるよう指導していく。

また、企業の事業活動は地域の環境に大きな影響を与えることから、立地にあたっては環境影響評価(環境アセスメント)の適切な実施や、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法等の環境関係法令の遵守など、環境負荷の低減に向け、県及び市町村は連携して指導・助言を行う。

立地企業による汚染が判明した場合には、県及び市町村は周辺地域に汚染が拡散しないよう必要な対策を講じるよう指導する。

脱炭素社会づくりを推進するため、必要な情報提供を行うとともに、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの最大限の導入など、温室効果ガスの排出が少ない事業活動の定着を図る。

地域において、循環型社会づくりを推進するため、立地企業に対して廃棄物の発生抑制や循環

的利用等を促す。

地域住民との良好な関係を構築するため、立地企業の公害防止体制、取扱い化学物質や各種測定結果などの環境に関する情報の積極的な開示や、地域住民を対象とした説明会、見学会の開催などリスクコミュニケーションを促進する。

施設の維持・管理状況や基準適合状況等を確認するため、県及び市町村は定期的な立入調査を実施する。

本県の貴重な財産である地下水を保全するため、地下水の節水、利用の合理化や循環利用を推進する。また、大規模な開発事業により農地等の雨水の浸透域が減少することから、十分な緑地の確保や、透水性舗装、雨水浸透ますや浸透式調整池等の雨水浸透施設の設置など、地下水涵養を推進する。

本促進区域内には、中部山岳国立公園、白山国立公園、能登半島国定公園の一部区域、朝日県立自然公園、有峰県立自然公園、五箇山県立自然公園、白木水無県立自然公園、医王山県立自然公園、僧ヶ岳県立自然公園、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、富山県自然環境保全条例に規定する富山県自然環境保全地域、その他環境保全上重要な地域（環境省が選定する特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地等）を含んでおり、企業立地の促進にあたっては、自然保護・環境保護に関する自然公園法や環境基本法等の各種関係法令を遵守し、自然環境や景観を損なわないよう、その保全に十分に配慮しながら、進めることとする。なお、本基本計画は県生活環境文化部と調整のうえ策定したものであり、今後、国立公園、国定公園及び県立自然公園内で地域経済牽引事業が実施される場合には、地方環境事務所及び県関係部局と協議を行い、自然公園法等に基づき、適切に対応する。

（２）安全な住民生活の保全

本県においては、「富山県安全なまちづくり条例」に基づき、県・市町村・県民・事業者らが適切な役割分担のもとに連携・協力して、防犯意識の高揚及び自立と連帯の精神に立脚した安全で安心して暮らすことができる地域社会形成を推進しているところである。

同条例の趣旨にも鑑み、本基本計画に基づく措置の実施にあたっては、安全で安心な暮らしを確保するために、事業所付近で地域住民が犯罪被害に遭わないようにするための防犯カメラの設置等の施設整備、公共空間や空地が夜間において地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないようにするための施設整備などの他、交通安全施設等の整備、不法就労防止等も含めた従業員に対する法令教育、その他犯罪又は事故の発生時における事業者から関係機関に対する連絡体制の構築及び捜査への協力に努めるなど、住民の理解を得ながら、安全なまちづくりを推進する。

（３）その他

地域経済牽引事業の促進にあたっては、県、市町村、地域経済牽引支援機関、事業者がそれぞれの役割を認識し、相互に連携しながら推進することとし、毎年度、基本計画と承認事業計画について効果の検証を行う。

9　地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

（１）総論

（農地及び市街化調整区域の範囲）

重点促進区域の区域内においては、次のとおり農地及び市街化調整区域が存在しているため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

【重点促進区域 22 宮野工業団地・婦中企業団地】

（農地）富山市婦中町道場 934 番、935 番

【重点促進区域 29　二上工業地域】

（市街化調整区域）高岡市材木町　１番１、１番 12、１番 13、１番 16、31 番１、39 番１、50 番２、54 番１、104 番６、115 番１、2064 番 10、2220 番１、2220 番９、2220 番 10

【重点促進区域 35　高岡機械工業センター】

（農地）高岡市戸出徳市 218 番、221 番１、222 番、223 番、224 番１、225 番１、226 番、228 番１、231 番１、232 番１、234 番１、235 番１、236 番１

（市街化調整区域）同上

【重点促進区域 62　滑川工業地区・栗山地区】

（農地）

滑川市杉本 5188 番１、5190 番、5192 番、5194～5196 番、5203 番、5206～5208 番、5210 番、5213 番、5214 番、5222 番、5229 番、5233 番、5234 番、5252 番、5281 番、5380 番、5394 番、5395 番、5397 番、5398 番、5400～5402 番、5493～5495 番、5498 番１、5499 番１、5501 番、5506 番１、5509 番１、5510 番１、5511 番１

滑川市二塚 1057 番２、1066 番１、1123 番、1130 番、1136 番１、1137 番２

滑川市横道 3319 番１、3407 番１、3413 番、3428 番、3429 番、3449 番、3450 番、3452 番、3457 番、3458 番、3506 番、3524 番

滑川市栗山 3062 番、3143 番、3193 番、3194 番１、3203 番、3224～3226 番、3258 番、3265 番、3268 番１、3323 番、3324 番、3328 番、3329 番、3356 番、3357 番、3369 番、3386 番、3431～3433 番、3434 番１、3434 番２、3524 番、3526 番、3554 番１、3562 番、3563 番、3564 番、3565 番、3566 番、3567 番、3613 番１、3614 番１、3870 番２、3875 番３、3890 番、3905 番 3909 番

（市街化調整区域）該当なし

【重点促進区域 143　高岡ＩＣ周辺地区】

（市街化調整区域）高岡市六家字堂田 797 番、798 番、799 番、800 番、801 番、802 番、803 番、804 番、805 番、806 番 1、806 番 3、827 番 1、896 番 1、898 番 1、898 番 4、898 番 5

（地区内における公共施設整備の状況）

【重点促進区域 22 宮野工業団地・婦中企業団地】

宮野工業団地は余川工業株式会社、婦中企業団地は三菱ふそうバス製造株式会社、丸栄運輸機工株式会社、ＹＫＫ　ＡＰ株式会社富山婦中工場などの製造業の企業が立地する企業団地であり、いずれにおいても電気、上下水道などのインフラ整備が完了している。

また、当該地域周辺の市道については、概ね幅員６ｍが確保されており、トラックなどの大型

車の通行にも支障がないよう整備されていることから、当該区域で新たな公共施設整備を行う必要はない。

【重点促進区域 29　二上工業地域】
二上工業地域は高岡市内の主要工場である日本ゼオン株式会社高岡工場や中越パルプ工業株式会社、株式会社ＣＫサンエツなどが立地する工業地域であり、近隣には富山県の公設試である富山県産業技術研究開発センターが整備されているほか、電気、上下水道などのインフラ整備が完了している。
また、周辺においては、県道 351 号姫野能町線（一般県道）の牧野大橋が平成 26 年の北陸新幹線の新高岡駅開業に併せて整備されている。これらのことから、当該区域で新たな公共施設整備を行う必要はない。

【重点促進区域 35　高岡機械工業センター】
高岡機械工業センターにおいては、昭和 45 年に協同組合事業として工業団地を造成し、電気、上下水道などのインフラ整備が完了している。また、周辺においては、市道上伏間江戸出石代線（２級幹線）と市道戸出大清水戸出徳市２号線が、平成 26 年の北陸新幹線の新高岡駅開業に併せて、改修、再整備されている。これらのことから、当該区域で新たな公共施設整備を行う必要はない。

【重点促進区域 62　滑川工業地区・栗山地区】
滑川工業地区・栗山地区において、電気上水道などのインフラ整備が完了している。また周辺においては、平成 12 年に一般県道堀江魚津線が整備されており、これらのことから、当該区域で新たな公共施設整備を行う必要はない。

【重点促進区域 143　高岡ＩＣ周辺地区】
高岡ＩＣ周辺地区には、農地や未開発の土地が広がる市街化調整区域のほか、エイト金属株式会社や八塚金属商事株式会社などが立地する工業地域、準工業地域が含まれており、電気、上下水道などのインフラ整備が完了している。
また、周辺においては、北陸新幹線新高岡駅から 3.7km（約 10 分）、国道８号線のほか能越自動車道高岡ＩＣを近傍に位置しており、富山県内外に向けた良好なアクセスを有する交通インフラが充実した場所である。これらのことから、当該区域で新たな公共施設整備を行う必要はない。

（地区内の遊休地等の状況等）
【重点促進区域 22 宮野工業団地・婦中企業団地】
当該の重点促進区域の区域内においては遊休地が存在していない。

【重点促進区域 29　二上工業地域】
当該の重点促進区域の区域内においては遊休地が存在していない。

【重点促進区域 35　高岡機械工業センター】
当該重点促進区域の区域内においては遊休地が存在していない。

【重点促進区域 62　滑川工業地区・栗山地区】
当該重点促進区域の区域内においては、遊休地が存在していない。市内には、第４期安田工業団地が平成 30 年３月に整備され、未売却の用地が存在するが、当該区域から離れており、企業の

ニーズを満たすものではない。農振白地地域についても、企業のニーズを満たす一団の土地が無く、また、既存企業の拡張を予定しているため、新たに地域経済牽引事業を実施する際には、農用地区域において重点促進区域を設定する必要がある。

【重点促進区域 143　高岡ＩＣ周辺地区】
当該の重点促進区域の区域内においては遊休地が存在していない。

（他計画との調和等）
【重点促進区域 22 宮野工業団地・婦中企業団地】
第２次富山市総合計画及び第２期富山市工業振興ビジョン第１次改訂版において、雇用機会の拡大と地域経済の活性化を図るため、製造業や物流業等の誘致に努めることとしており、企業の投資意欲をそぐことのないよう、需要に見合う企業用地等の確保に努めることとしていることから、これらの方針と調和したものである。
また、富山県農業振興地域整備基本方針においては、非農業的土地需要に対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、農用地区域内農地の確保を基本としたより適切かつ厳格な運用を図るとともに、市町村の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、県土の保全、水源のかん養、良好な農村景観の形成など、農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能を維持し、計画的な土地利用の確保に努めるとしている。
さらに、本市の農業振興地域整備計画においては、本市の自給的農家及び兼業農家が全体の９割近くを占めることや、本県の農家所得において農外所得に依存する傾向が年々高まっていることから、今後中核的農家の育成確保や農用地の流動化を進める上で、他産業への安定的就業の場を確保することが必要であり、県都として行政・経済の中心的役割を担っている立地条件を活かし、工業団地の設置や公害のない企業誘致等により、安定的就業と潜在的生産力の保持に努めることとしている。また、農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策として、離農及び縮小希望農家を把握し、意欲ある農業者への農地の流動化を啓発するとともに、離農、兼業者の就業活動を支援するためにも、既存工場の拡大等、積極的に企業誘致を推進することとしている。今般、本区域において実施が予定される地域経済牽引事業は、今後更なる成長が見込まれる半導体製造装置に関するものづくり分野における事業拡大を目的としたものであり、新たな雇用創出が期待されることから、同計画と調和したものである。
当該事業の実施にあたり、本区域の遊休地等の状況については前記で述べたとおりであり、当該区域及びその周辺には企業ニーズを満たす一団の土地が存在しない。既存の工場の拡張を予定しているため、新たに地域経済牽引事業を実施する際には、農用地区域において、重点促進区域を設定する必要があり、当該土地に係る地番、地目、面積などの記載内容が農地台帳の内容と整合することを確認している。

【重点促進区域 29　二上工業地域】
高岡市総合計画基本構想（第３次基本計画）における土地利用方針において、また、平成 30 年 12 月に策定した高岡市都市計画マスタープランにおいても、地域別構想の地域別まちづくり方針において、当該地区においては、既存の工業集積を維持するとともに、未利用地や必要な条件の整った跡地への新たな企業誘致を進めることとしている。今般、当該区域は高度技術等を活用したものづくり分野における新たな事業展開を図るための地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

【重点促進区域 35　高岡機械工業センター】
農地及び市街化調整区域として重点促進区域に設定された高岡市戸出徳市 218 番、221 番１、

222 番、223 番、224 番１、225 番１、226 番、228 番１、231 番１、232 番１、234 番１、235 番１及び 236 番１については、隣接する高岡機械工業センターを中心として、高岡市総合計画における土地利用方針において、企業活動の効率化・円滑化、拠点性の向上等を図るための工業地区に位置づけられており、既存企業の拡張や新規企業の立地に対応した工業地の形成を図ることとしている。今般、当該区域は富山県内の広汎に広がる機械・金属や高度技術・新素材技術の集積を活用したものづくり産業における新たな事業展開を図るための地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

また、本市の農業振興地域整備計画においては、農用地の利用権の集積に付随して、規模縮小や離農する農業者に対して、安定的な就業の機会と所得の確保を図るための方策として、都市計画との調整をとりながら、既存企業の経営拡大による増設・拡張や企業誘致を推進し、安定的な就業を図ることとしている。今般、本区域において実施が予定される地域経済牽引事業は、高度技術等を活用したものづくり分野における新たな事業展開を図るものであり、新たな雇用創出が期待されることから、同計画と調和したものである。また、当該事業の実施に当たり、本区域には遊休地が存在しておらず、既成市街地及び農業振興地域のうち農用地区域外の地域については、企業のニーズを満たす一団の土地がなく、また、既存の工場の拡張を予定しているため、新たに地域経済牽引事業を実施する際には、農用地区域において、重点促進区域を設定する必要がある。

【重点促進区域 62　滑川工業地区・栗山地区】

第５次滑川市総合計画及び滑川市創生総合戦略において、企業とともに歩むまちづくり、企業が来たくなるまちづくりを推進している。総合計画においては、企業の誘致に際し、土地利用計画と整合する開発を進めることとしており、当該地域は地域の活性化につながる産業拠点の形成を図る地域として位置づけられている。

今般、当該区域は富山県内の広汎に広がる機械・金属や高度技術・新素材技術の集積を活用したものづくり産業における新たな事業展開を図るための地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

滑川市の農業振興地域整備計画においては、本市農業の実態は 86.2%が兼業農家であり、このため昭和 46 年度から数度にわたり農村地域工業等導入促進法（現：農村地域への産業の導入の促進等に関する法律）に基づく実施計画を策定し、農業者の不安定兼業状態からの脱却に努めてきた。しかし農業の近代化が急速に進み、農作業へおける省力化は予想を上回るものがあったのが、後継者を育成するためにも市内企業への就業を促進する必要がある。その方策として、引き続き農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づき、付加価値の高い各種企業の誘致に努め、今後とも農地流動化等に伴い小規模農家の離農等による潜在余剰労働力が市外へ流出することをできるだけ防止し、市内企業へ就業するよう誘導を図ることとしている。

今般、本区域において実施が予定される地域経済牽引事業は、高度技術等を活用したものづくり分野における新たな事業展開を図るものであり、新たな雇用創出が期待されることから、同計画と調和したものである。

また、当該事業の実施にあたり、本区域の遊休地等の状況については前記で述べたとおりであり、また当該区域の農用地区域以外の農地は、集落内にある小さな農地ばかりであり、企業ニーズを満たす一団の土地がなく、既存の工場の拡張を予定しているため、新たに地域経済牽引事業を実施する際には、農用地区域において、重点促進区域を設定する必要があり、当該土地に係る地番、地目、面積などの記載内容が農地台帳の内容と整合することを確認している。

【重点促進区域 143　高岡ＩＣ周辺地区】

高岡市総合計画基本構想（第３次基本計画）における土地利用方針において、また、平成 30 年

12 月に策定した高岡市都市計画マスタープランにおいても、地域別構想の地域別まちづくり方針において、既存の工業集積を維持するとともに、高岡インターチェンジ周辺においては、工業施設・流通業務施設の集積を中心に計画的な土地利用を検討するとともに、未利用地や必要な条件の整った跡地への新たな企業誘致を進めることとしている。今般、当該区域は高速自動車道のインターチェンジに近接して定める区域における工場立地等の事業を図るための地域経済牽引事業の用に供するものとし、これらの方針と調和したものである。

（２） 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、遊休地を含め上記（１）において把握された工場適地や業務用地を優先して設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。なお、やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、市町村が土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

【重点促進区域 22 宮野工業団地・婦中企業団地】

①農用地区域外での開発を優先すること

土地利用調整区域には、農用地区域外での開発を優先するが、当該区域は農用地区域を含んでおり、やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、先ず農用地区域内に存する農地以外の土地の利活用について検討する。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

当該区域の周辺には集団的農地があり、やむを得ずこうした農地に土地利用調整区域を設定する場合は、高性能農業機械による営農に支障が生じないよう集団的農地の中央部を避けるなど、農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすることとする。また、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じないようにすることとする。さらに、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の区域内に他の用途の土地が介在することで、当該地域計画に定められた農産物の生産振興や産地形成、並びに効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標に支障が生じないようにすることとする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において先端技術ものづくり産業及びその物流の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

当該区域においては、面的整備事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して８年を経過していない農地はない。また、現時点では当該区域におけるほ場整備事業、県の面的整備事業の実施は予定されていない。今後、当該事業の実施が予定される場合には、その対象農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して８年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

当該区域においては、現時点では、農地中間管理機構関連事業の実施は予定されていないが、今後、当該事業の実施が予定される場合には、その対象農地については、農地中間管理機構の管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこととする。なお、管理権の満了後も、上記①から③までの考え方に基づきやむを得ない場合でなければ当該農地を土地利用調整区域に含めないこととする。

【重点促進区域 35　高岡機械工業センター】

①農用地区域外での開発を優先すること

土地利用調整区域には、農用地区域外での開発を優先するが、当該区域は広く農用地区域を含んでおり、やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、先ず農用地区域内に存する農地以外の土地の利活用について検討する。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

当該区域には集団的農地がある。やむを得ずこうした農地に土地利用調整区域を設定する場合は、高性能農業機械による営農に支障が生じないよう集団的農地の中央部を避けるなど、農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすることとする。また、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じないようにすることとする。さらに、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の区域内に他の用途の土地が介在することで、当該地区計画に定められた農産物の生産振興や産地形成、並びに効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標等の地域計画の達成に支障が生じないようにすることとする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において先端技術ものづくり産業の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

当該区域においては、現時点では、ほ場整備事業、県の面的整備事業の実施は予定されていないが、今後、当該事業の実施が予定される場合には、その対象農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して８年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

当該区域においては、現時点では、農地中間管理機構関連事業の実施は予定されていないが、今後、当該事業の実施が予定される場合には、その対象農地については、農地中間管理機構の管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこととする。なお、管理権の満了後も、上記①から③までの考え方に基づきやむを得ない場合でなければ当該農地を土地利用調整区域に含めないこととする。

【重点促進区域 62　滑川工業地区・栗山地区】

①農用地区域外での開発を優先すること

土地利用調整区域には、農用地区域以外での開発を優先するが、当該区域は広く農用地区域を含んでおり、やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、先ず農用地区域内に存する農地以外の利活用について検討する。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

当該区域には集団的農地がある。やむを得ずこうした農地に土地利用調整区域を設定する場合は、高性能農業機械による営農に支障が生じないよう集団的農地の中央部を避けるなど、農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすることとする。また、小規模な開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じないようにすることとする。さらに、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の区域内に他の用途の土地が介在することで、当該地区計画に定められた農産物の生産振興や産地形成、並びに効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標等の地域計画の達成に支障が生じないようにすることとする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において先端技術ものづくり産業の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき、立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

当該地区においては、県営ほ場整備事業を昭和 48 年度に実施しており、平成５年度に完了している。工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して８年を経過しており、今後、ほ場整備事業の計画はない。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）87 条の３第１項の規定により行う土地改良事業（以下「農地中間管理機構関連事業」という。）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと。また、農地中間管理機構関連事業を行う予定があることを公にされている農地については、土地利用調整区域に含めないこととする。なお、管理権の満了後も①から③までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ当該農地を土地利用調整区域に含めないこととする。

（３）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

【重点促進区域 29　二上工業地域】

（立地条件）

本区域は、高岡市内の主要工場である日本ゼオン株式会社高岡工場や中越パルプ工業株式会社、株式会社ＣＫサンエツなどが立地する工業地域であり、近隣には富山県の公設試である富山県産業技術研究開発センターが整備されているほか、伏木港（約 10 分）や能越自動車道高岡北ＩＣ（約 10 分）が整備され物流における交通インフラも充実した区域である。現在、本区域内に生産拠点を構える企業が新機能素材（高機能ナノセルロースファイバー）の量産化に向けたパイロットプラントの整備を計画しており、当該施設の整備にあたっては、本区域内に存する既存研究施設と密接に連携していく必要がある。既存研究施設と連携可能な本区域内の箇所は市街化調整区域しかなく、上記の地域特性を踏まえると、立地条件は適当である。

なお、本区域に含まれる市街化調整区域は周辺が市街化区域（工業地域）に囲まれた区域であることから、開発の範囲は限定的であり、周辺の市街化を促進するおそれはない。

（対象施設）
上記立地条件や高岡市が有する地域特性及び企業が実施する拠点整備、事業実施による地域経済への波及効果を踏まえると、本区域における以下の施設については、市街化調整区域内での実施が適当であるとともに、その周辺においてむやみに市街化を促進するようなものではなく、立地の必要性を認めることができる。

①新機能素材の量産化体制構築に関連する拠点施設
運送コストの低減、迅速な輸送を行うために、流通の結節点である伏木港（約 10 分）や能越自動車道高岡北ＩＣ（約 10 分）に近傍し、本区域内の既存研究拠点施設との連携により量産化体制を構築するための拠点施設である新機能素材（高機能セルロースナノファイバー）のパイロットプラント等

【重点促進区域 143　高岡ＩＣ周辺地区】
（立地条件）
本区域は、エイト金属株式会社や八塚金属商事株式会社などが立地する工業地域、準工業地域付近であり、電気、上下水道などのインフラが整備されているほか、北陸新幹線新高岡駅（約 10 分）のほか、国道８号線（区域に隣接）、能越自動車道高岡ＩＣ（区域に隣接）が近傍に位置する交通インフラが充実した区域である（別図のとおり）。
富山高岡広域都市計画区域マスタープラン内の主要用途の配置の方針において、能越自動車道のインターチェンジ周辺について、今後とも、居住環境や農村環境との調和を図りながら、工業の集積を高め、適切な土地利用の誘導を図ることと位置付けている。
他方、高岡市都市計画マスタープランにおいても、地域別構想の地域別まちづくり方針において、既存の工業集積を維持するとともに、インターチェンジ周辺においては、工業施設・流通業務施設の集積を中心に計画的な土地利用を検討するとともに、未利用地や必要な条件の整った跡地への新たな企業誘致を進めることとしている。
なお、当該区域には浸水想定区域を含んでいるが、立地時の造成高を工夫することにより対応が可能な区域としており、そのほか、災害危険区域等は含まれない。
上記を踏まえ能越自動車道高岡インターチェンジ付近への企業誘致を検討するうえで、既存市街化区域では企業のニーズを満たす一団の土地がないため、市街化調整区域での開発を検討せざるを得ず、これらの地域特性を活かすため、配慮の対象施設（v）地域における産業立地の促進のために必要と認められる区域に該当し、立地条件は適当である。

（対象施設）
上記立地条件や高岡市が有する地域特性及び事業実施による地域経済への波及効果、不足している産業用地の状況を踏まえると、本区域において立地対象とするアルミ、鉄鋼等の金属製品や化学等の産業にかかる工場、研究施設又は物流施設については、市街化調整区域内での実施が適当であるとともに、その周辺においてむやみに市街化を促進するものではなく、立地の必要性を認めることができる。

１０　計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和 10 年度末日までとする。
「富山県地域未来投資促進計画」に基づき法第 11 条第３項の規定による同意（法第 12 条第１項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法 13 条第４項の規定による承認（法第 14 条第３項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従

前の例による。